

新濃尾（二期）農地防災事業
新木津用水路小牧東田中工区（その4-2）改修工事（第2回変更）
現場説明事項

（別紙）

契 約 に 係 る 事 項

1 工種区分

本工事の積算基準における工種区分は、農林水産省農村振興局制定「土地改良事業等請負工事積算基準」別紙の別表1工種区分に掲げる「河川工事」を適用している。

2 工期

本工事の積算上の工期は、令和6年9月15日～令和7年5月31日（259日間）としている。

3 単価適用年月

本工事の単価適用年月については「令和6年4月」を考えている。

4 良質土の定義

特別仕様書に記載する良質土とは、礫質土、砂、砂質土及び購入土（山土砂等）をいう。

5 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地

特別仕様書第5章5に示す土取場等からの土の運搬距離は、次のとおり見込んでいる。

	搬出元	搬出先	距離(km)
1	土取場（仮設ヤード⑨）	進入路（仮設ヤード⑤）	0.5
2		クレーン作業場（仮設ヤード⑥）	0.5
3		進入路（仮設ヤード⑦）	0.4
4	ブロック積施工箇所	流用土仮置場（仮設ヤード④）	0.1
5		流用土仮置場（仮設ヤード⑧）	0.1
6	流用土仮置場（仮設ヤード④）	ブロック積施工箇所	0.1
7	流用土仮置場（仮設ヤード⑧）	ブロック積施工箇所	0.1
8	流用土仮置場（仮設ヤード④）	建設発生土受入地（仮設ヤード⑩）※ （春日井市上田楽町西島地内）	3.3
9	流用土仮置場（仮設ヤード⑧）	建設発生土受入地（仮設ヤード⑩）※ （春日井市上田楽町西島地内）	4.2

※仮設ヤード⑩の施工は、関連工事（新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事（仮

称) で実施する。

6 既設構造物撤去に伴う金属類の取扱い

特別仕様書第5章6に示す金属類受入地(小牧下末仮置場)までの距離は、2.4kmを見込んでいます。

7 支給材料

特別仕様書第7章2に示す支給材料の引渡し場所から現場までの距離は、7.4kmを見込んでいます。

8 貸与品

特別仕様書第8章2に示す貸与品の引渡し場所から現場までの距離は、0.7kmを見込んでいます。

9 建設資材廃棄物処分の数量

構造物撤去等に伴い発生する建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、プラスチック廃材、汚泥等)の数量については、実績数量を踏まえ変更協議する場合があります。

10 二次製品ボックスカルバート工(金井戸橋)

(1) 道路管理者との協議について

金井戸橋の地覆に設置する防護柵、金井戸橋上に設置するガードレールの詳細等については、関係機関と協議中であるため、その結果により変更協議する場合があります。

(2) 橋梁添架物について

金井戸橋には、昨年、仮移転され、現在、通電していない電気通信設備が添架されている。この設備の撤去方法について、関係機関と調整中である。金井戸橋(ボックスカルバート)の設置完了後、仮移転されている電気通信設備を関係機関が復旧する予定である。

11 水替工

(1) 常時排水について

特別仕様書第5章4の水替工(工事区域内の常時排水)については、以下のとおり見込んでいます。運転日数については、実績を踏まえ変更協議する場合があります。

	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	常時排水	200mm×1台	114日間

(2) 河川排水について

特別仕様書第11章18における「現場内に湛水した水(降雨等により薬師川の水位が上昇し、大型土のうによる河川仮締切工を超えた河川水)」については、過年度工事の実績から以下のとおり見込んでいます。運転日数については、実績を踏まえ変更協議する場合があります。

	排水方法	排水ポンプ	運転日数
1	作業時排水	200mm×1台	10日間

(3) 常時締切（大型土のう）について

特別仕様書第11章14における大型土のうによる常時締切については、仮設ヤード⑤の工事進入路に5袋設置する計画である。河川内作業期間中の設置・撤去に係る回数は、82回を計上している。

なお、常時締切（大型土のう）の設置・撤去日数については、実績を踏まえ変更協議する可能性がある。

12 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

13 流入管（φ200）について

No.49+35.92の左岸に設置されている流入管について、工事期間中の流入水対策に係る費用は計上していないが、対策が必要となった場合は、監督職員と協議すること。

14 既設金井戸橋の取り壊しについて

既設金井戸橋の取り壊しについては、現地確認の上、監督職員と協議すること。

15 通行制限について

仮設ヤード⑥に隣接する堤防沿いの市道及び金井戸橋は、令和6年10月下旬から令和7年5月下旬まで通行止めとする。

なお、関係機関との調整により変更する可能性がある。

16 現場環境（快適トイレ）の整備について

特別仕様書第16章10に示す快適トイレに要する費用については、共通仮設費の営繕費（積上げ）として51,000円/基・月（税抜き、男女別）を見込んでいる。

※下線部は変更箇所